Rotary Club of YOKOHAMA MIDORI

横浜緑ロータリークラブ

2001-02 年度国際ロータリー会長
リチャード・D・キング
Mankind is our business
人類が私達の仕事

第２５９０地区ガバナー
上野　孝
会長 / 加藤喜夫
幹事 / 森　一誠
会報委員長 / 河渕　雄

WEEKLY　REPORT

● 例会日 毎週水曜日 PM0：30―1：30
但し、第４水曜日　夜間例会
第５水曜日　夜間移動例会
● 例会場 横浜市青葉区青葉台 1-5-8
青葉台フォーラム
TEL（045）985-2109
事務所 横浜市緑区中山町２３０
(横浜銀行中山支店)
TEL (045)933-1651
FAX (045)933-2027
E-Mail　rcmidori@01.246.ne.jp
URL http：//www.01.246.ne.jp/rcmidori/

第１５76．７回例会 No39．40

例　会　記　録

平成 14 年 4 月 17 日（ＡＰＲ．17．2002)
平成 14 年 4 月 24 日（ＡＰＲ．24．2002）

司会　斉藤、鶴岡，河原　ＳＡＡ
点鐘　加藤　喜夫　会長
合唱　それでこそロータリー

ビジター　横浜たまＲＣ　山崎　治様
東京町田ＲＣ　沢崎　和久様

お誕生日祝い　伊藤　友義会員（4/16）

会長報告　加藤　喜夫会長

３８回目の会長報告です。

憲法３８条

1）何人も、自己に不利益な供述を強要されない。

2）強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。

3）何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。

この条は、自白の強要を禁じ、さらに被告人の自白であっても証拠に出来ない場合があることを規定している。

違法な手段によって肉体的、精神的においつめられてなされた自白は信頼性に欠けるし、違法な自白でしかない。証拠に出来る自白は、あくまで「任意」、つまり当人の自由意思でなされたものでなければならないのです。

だから黙秘権も認められているわけです。

３項は自白の証拠性を制限している。

参加者記念写真

ﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑ委員長　　須藤　保夫

2002 年 5 月 *Calender*

1	*1578* 水	＊結婚記念、濱田、代々木、村松、大地、脇田、斎藤晃　下中会員の 7 名 ＊誕生日祝；武藤会員 5/7 ＊定例理事会
2	木	
3	金	憲法記念日
4	土	国民の休日
5	日	子供の日
6	月	振り替え休日
7	火	
8	*1579* 水	＊卓話；RI 新定款及び「細則について、 会長ｴﾚｸﾄ：市瀬栄一
9	木	
10	金	
11	土	
12	日	
13	月	
14	火	
15	*1580* 水	＊卓話；財団奨学生（竹内美玲さん）
16	木	
17	金	
18	土	
19	日	
20	月	
21	火	
22	*1581* 水	＊夕刻例会　（点鐘 6：30 分） ＊誕生日祝、斎藤清会員 5/28 ＊ﾌｫｰﾗﾑ（鶴岡会員増強委員長）
23	木	
24	金	
25	土	
26	日	次期地区協議会（聖光学院）義務者のみ 12：30 点鐘
27	月	
28	火	
29	*1582* 水	＊夜間移動例会
30	木	
31	金	

2002 年 6 月 *Calender*

1	土	
2	日	
3	月	
4	火	
5	*1583* 水 木	＊結婚記念、高島会員 ＊誕生日祝、村松 6/11、代々木 6/11 ＊定例理事会 ＊年次計画（市瀬会長エレクト）
6	木	
7	金	
8	土	
9	日	
10	月	
11	火	
12	*1584* 水	＊誕生日祝、餅田 6/15 ＊一年を省りみて（四大奉仕委員長）
13	木	
14	金	
15	土	
16	日	
17	月	
18	火	
19	*1585* 水	＊誕生日祝、脇田 6/19 ＊期末懇親会
20	木	＊ゴルフ同好会（未）
21	金	
22	土	
23	日	
24	月	
25	火	
26	*1586* 水	＊夕刻例会　（点鐘 6：30 分） ＊会期終了挨拶、（加藤会長、森幹事）
27	木	
28	金	
29	土	
30	日	